

捐納と印結について

— 清代捐納制度論考 (一) —

伍
躍

【要約】 捐納というのは、政府が財政難を解決するために、所定の規則にしたがって、官職や栄典などを販売し、一般人民や官僚がそれを購入する制度である。清代の官僚制度史・政治史・財政史・官僚生活史、及び社会史を研究するにあたって、避けて通ることのできない問題である。印結とは、現職官僚が発行する、官印の押される保証書で、文書行政を特徴とする伝統中国の日常行政のなかでよく使われる文書の一つである。捐納の現場では、捐納をする人の身元を確認するために、清朝政府は、彼らに対し、印結の提出を義務付けた。

本文は、印結の由来を概観し、捐納と印結との関係、印結局による印結・印結手数料・印結銀の管理、印結銀と京官収入との関係について検討した。そして、「徴信原理」に基づいて結成した印結局のパブリックな性格について説明したうえで、「友」で呼び合う印結局から見られる伝統社会から近代社会への動きについて私見を述べる。

史林 八六卷一号 二〇〇三年一月

はじめに

前近代の中国では、官僚は、公務執行をとまなう公権力の行使を利用して、私腹を肥やすが、政府は、こうしたことを知りながら黙認する、という慣行がよく見られる。さらに不思議なのは、皇帝の膝元で堂々と事務所を設けて、官僚の私腹を肥やす金銭を管理し分配することさえあった。これらのことは一見して奇妙に見えるが、実は当時においては、官僚

のみならず、社会の世論もごく当たり前こととして受け止めていたのである。一例をあげれば、清末の捐納にかかわる同郷京官印結と印結銀は、まさにこのようなものである。

前稿のなかで、私は捐納制度の第一歩とも言われる「報捐」、つまり一般人民が官職や身分などを「購入」する手順の復元に努め、報捐にかかわる中央と地方の財政利益の問題、報捐代行による利益の確保に努めていたギルドの役割の問題、報捐代行に依存する社会集団の問題を論じた^①。そのなかで、印結は報捐の際に提出しなければならない書類の一つであることを指摘している。

本稿の目的は、これまでの研究をふまえたうえで、近年に公表された檔案史料を利用し、捐納と印結との関係を明らかにするとともに、官僚制度史の研究をさらに進めていく、というところにある^②。この研究を通して、清末の捐納における印結の重要性、印結の管理制度、印結と官僚生活との関係などを解明するとともに、中国官僚制度史、官僚生活史および官僚の人間関係史の研究をさらに深めることができると考えられる。

以下では、まず印結の由来を概観し、捐納と印結との関係、印結の管理制度を検討する。そして、印結は、官僚生活にどのような影響を与えたのか、といった問題を説明したうえで、印結から見られる伝統社会から近代社会への動きについて私見を述べたい。

① 拙稿「清代捐納制度論考——報捐を中心に——」（夫馬進編『中国明清地方檔案の研究』、科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年三月、第一〇三—一二三〇頁）を参照。

② 許大齡『清代捐納制度』（北京、燕京大学、一九五〇年、第一〇七

—一一〇頁。張德昌『清末一個京官的生活』（香港、中文大学、一九七〇年）、第四七—四九頁。しかし、これまでの研究は、印結の由来および管理制度を明らかにすることにはいたっていない。

一 捐納と印結

1 行政文書としての印結

清代の行政文書のなかで、「印結」はよく使われる書類の一つである。それは、おそらく前代の「印信保結」を直接継承してきたものである。「印」とは、「印信」、つまり官印のことである。「結」とは「保結」のことであり、つまり他人の身分や行為などに偽りが無いことを証明し保証する文書である。したがって、「印結」とは、官印の押される保証書、つまり有印公文書にあたるものである。^①

清代、印結は重要な行政文書の一つとして、官僚の人事管理（銓選、人事評価、病氣休養など）から、日常の行政事務（職務交代、災害報告など）に至るまで広く使われていて、『大清律例』や「則例」のなかに、印結の使用に関する規定が設けられている。^② 印結の用途がしだいに広がる現状を受けて、清代乾隆年間では、印結の使用範囲と書式を整理する動きが出てきた。

たとえば、『直隸冊結款式』は、直隸布政使司が直隸総督方觀承の指示を受けて、浙江省の関係規定を参考にし編纂したものである。^③ この「冊」とは、詳文をもって上司に報告を行なう際につけ加える説明の文書であり、「結」とは先に述べた印結を指すものである。三三種にもほる印結の書式がこの本の中に収められている。それらを利用して、儒学をのぞく直隸の地方文官衙門が使用する印結の種類とその書式を知ることができる。^④

以上に見たように、印結は、文書行政を特徴とする行政運営のなかで広く使用されており、欠かせない書類の一つである。それを使用する目的は、現職官僚の保証人としての責任をより明確するところにあるには違いない。

以下では、本論に戻って、捐納にかかわる印結のことを説明したい。

2 捐納における印結使用の開始

清代、報捐（後述）にあたって、報捐者が同郷京官、つまり同じ省の出身で、中央官庁に務めている五・六品官僚から取り寄せた印結を提出するのは、法例によって義務付けられていた。この印結は、報捐者本人であることを確かめるための必要書類である。近代的識別方法がなく、戸籍記録の乱れる恐れがある当時においては、替え玉ではなく本人であることを確認するために、印結が主要な方法として長い間使用されていた。ここで、まず報捐に際して印結の使用はいつから始まったかについて検討しよう。

順治六年（一六四九）、軍事費調達のために、清代に入って最初の捐納、つまり監生の捐納が開かれた。さらに、「三藩の乱」を鎮圧するための軍事費捻出にあたって、康熙一四年（一六七五）、実官の捐納も始まった。この頃の関係規定では、印結について触れていなかった^⑤。しかし、やはりこの頃、官僚の中から印結の必要性を訴える意見が出された。康熙一六年（一六七七）、巡視中城江南道監察御史和塩鼎は、報捐に関する題本のなかで、捐納しようとする者に対し、現職の官僚や民間人を問わず、同郷京官印結の提出を条件に捐納の關係手続きをすませることが許されるよう提案している^⑥。ここで、同郷京官印結は報捐に際して必要な書類であることが示されている。しかし、和塩鼎のこの提案は受け入れられたかどうかは不明である。

ところで、康熙二九年（一六九〇）に成立した則例によれば、少なくとも康熙二九年の時点では、同郷京官の印結を報捐の必要書類とする規定がすでに実施されていることが分かる^⑦。

当時、捐納が頻繁に行なわれることにつれて、様々な問題が出てきた。そのうちの一つは、「改名捐納」あるいは「冒捐」と呼ばれるものである^⑧。つまり、法例によって捐納を禁じられた者が、名前や本籍地を偽って捐納することである。それを防止するために、吏部は、すでに義務付けられた同郷京官印結のほかに、本籍地地方官印結の提出も義務付けられ

るよう、提案した。この提案によれば、康熙二十九年当時、同郷京官印結の取得はすでに実施されていること、捐納にあたって印結の役割は、その報捐者は果たして本人であるかどうかを確認するところにあることが分かる。

このため、具体的な時期は明らかにすることがなほできていないものの、報捐に際して同郷京官印結の提出は、康熙二十六年以後、二十九年以前に導入された制度であるに違いない。

次からは、捐納に際しての印結問題を検討していきたい。

3 捐納に際しての印結

捐納をする者は、一般人民のみならず、官僚も含まれていた。したがって、捐納の際に印結を取り寄せなければならぬのは一般人民と官僚からの捐納者である。以下では、この両者による捐納の手続きに沿って、捐納に際しての印結問題を探ってみたい。

(1) 一般人民による実官の捐納にあたって

【報捐】報捐とは、捐納の第一歩で、「俊秀」（一般人民）は所定の手続きにふまえて、任官に必要な監生や貢生の身分を捐納によって得ることである。清末の小説『官場現形記』のなかにつきぎのようなエピソードが書かれている。ある年、陝西省から上京した田舎者の趙温は、その年の会試に落第して、故郷に帰ろうとしているところ、父親から手紙と銀二〇〇〇両が届けられた。その手紙のなかで、父親は、もし合格ならば、もとよりうれしいことであるが、もし落第ならば、値急ぎ「中書」を捐納して京師にて奉職するように彼に指示している。趙温は、同行する革職した典史錢伯芬に頼んで、値段の安い捐納先を探らせる一方、印結をもらうために、同郷京官を探した。このエピソードから、同郷京官印結は捐納の第一歩——報捐の際に欠かせない証明書であることが読み取れる。

京師で報捐する場合、知り合いの同郷京官あるいは捐納代行業者から取り寄せた印結は、「具呈」（報捐申請書を提出すること）の時に関係書類とあわせて戸部捐納房に提出される。一般の捐納者は、その同郷京官印結の提出をもって、戸部に來て捐納したのは確かに自分であることを証明する。

【大捐】「大捐」とは、捐納をして任官に必要な監生や貢生の身分を手にした者は、さらに希望する官職を捐納することである。その際に、「捐免保拳」、つまり保拳（推薦）の免除を一緒に捐納しなければならない。こうしたことによつて、任官の条件を整えることになる。この段階においては、「大捐」と「捐免保拳」のために、同郷京官の印結はそれぞれ一枚が必要である。

このほか、なるべく早く官職に就くために、「花様」といった候選・候補の優先権、たとえば「双月」（偶数の月に行われる銓選だけに参加できる資格を捐納する）、「三班加捐」（奇数や偶数の月を問わずなるべく早く銓選に参加できる三つの資格、つまり本班先用、単月即用、不論双単月即用をあわせて捐納する）、「過班」（候選官は新たに実施された捐納事例にしたがい、さらに優先権を捐納したことによつて、古い優先権を新しい優先権に切り替えること）、「分発」（補欠要員として各省に送られる優先権）や「指省」（候補先I省を自ら指定すること）などを捐納するのは清末の一般的やり方である。さらに、実官を獲得するために、「試俸」（試用期限）の免除や、自分の都合により銓選のための人事審査手続き、たとえば「驗看」の免除も捐納する。要するに、銓選に欠かせない手続きは、製籤（籤引き）を除くほとんどを捐納によつてすませることができ^①。この一連の捐納手続きをすませずには、報捐者本人であることを証明する身元保証書である同郷京官印結は不可欠である。

【注冊】「大捐」の捐納を終えた捐納者は、「戸部執照」（資格証明書）を入手した時点では、任官資格を有するものの、実官といった実際のポストをまだ有していない。たとえば、知県ポストを報捐した者は、この時点では「候選知県」と呼ばれる「候選官」に過ぎなかつたのである。かれらは、実際のポストを得るための吏部銓選に参加する前に、まず「注冊」という手続きをしなければならぬのである。

注冊とは、吏部が書類を審査したうえで、候選官の名前を銓選の名簿(冊)につける(注)、きわめて重要な人事手続きである。この手続きはかなり複雑なものであり、関係史料を総合してその概要を説明しておきたい。

地方で捐納して候選官になった者は、出身地官庁に「赴選冊結」(吏部の銓選に参加するための、捐納者の身分を証明する書類と印結)の発行を求める(ただし、京師で捐納した者は戸部より地元官庁に依頼する)。報捐者出身地の州県地方官は、本人の申請を受け取ってから半月以内に、本人の「族隣甘結」(一族や隣人が提出する証明書)に詳文(上級官庁に提出する正式な報告書)や印結を添付し、府や布政司に提出する。省の総督巡撫は、府や布政司より「転詳」(下級官庁は詳文を添付したうえで、関係書類を上級官庁に送る)された書類にさらに「咨文」(平行文書の種類)を付けて、州県の詳文を作成された日から半月以内に、戸部に送る。なお、報捐者は地元から上京する場合は、これらの書類を自ら持参して戸部に提出する。戸部はこれらの書類を受け取ってから吏部に通知する。^⑩

吏部は、戸部からの連絡を受けて、候選官に対し出頭を求め、候選官は、それを受けて自ら吏部に赴き、本人の呈文(注冊申請書)と同郷六品以上京官の印結を提出する。吏部は、これをもってさらに「原捐衙門咨文」や「捐冊」と照合し(「行査」、問題がなければその候選官の名前を銓選の名簿に載せる。しかし、指定される期間以内に印結を提出しなかった者に対し、銓選手続きは中止に処される。

「注冊」の際の同郷京官印結の内容について、候選官本人の履歴のほか、父母の年齢、存歿状況、兄弟の有無(以上、乾隆五〇年一七八五年に決定)、と「身家清白」、「隱匿・犯案・改名・贖捐(賤籍の不正報捐など)」のないこと(以上、光緒元年一八七五年に決定)を明記するとされる。^⑪ その実例として、以下の史料をあげよう。

道光七年(一八二七)六月二〇日、すでに「監貢生」より「県丞」を報捐した安徽省寧國府涇県民籍の呉士騏は、さらに銀一、一〇〇両を出して「州判」を捐納した。今度は、彼は「注冊」のために、自分の呈文(七月三〇日付け)と同郷京官である吏部考功司主事の程厚から取り寄せた印結を吏部に提出した。^⑫

(文書一・報捐者吳士騏の呈文)

具呈候選吳士騏呈為注冊銓選事。窃職現年四十四歲、係安徽省寧國府涇縣民籍、由監貢生遵豫東例捐及單月鼎丞。今遵酌增事例捐州判、双月本班、單月准單月。共銀一千一百兩。道光七年六月二十日上庫、領有執照、並豫

東例起有赴選文結在案。理合取具同鄉京官印結粘連投遞。伏乞

中憲大入恩准注冊銓選、實為德便。上

呈。計粘連印結一紙。

道光七年 七月 卅日

(文書二・同鄉京官程厚的印結)

吏部考功司主事程厚、今於

与印結事。依奉結得、同鄉吳士騏現年四十四歲、係安徽省寧國

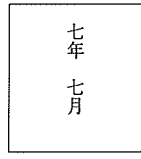
府涇縣民籍、由監貢生遵豫東例捐及單月鼎丞。今遵酌增事例捐州判、双月本班、單月准單月。共銀一千一百兩。道光

七年六月二十日上庫、領有執照、並豫東例起有赴選文結在案。今赴

大部注冊銓選、委係親身。所結是實。

曾祖父 廷珊 歿 祖父 約文 歿 學礼 歿
母 翟氏 繼祖母 劉氏 歿 母 王氏 歿
繼祖母 劉氏

道光 七年 七月 日



吏部注冊

（殊印）

この印結のなかで、吏部考功司主事（正六品）の程厚（安徽省徽州府歙県籍）は、安徽省の同郷呉士騏（寧国府涇県籍）のことについて、まず彼の年齢、本籍、監貢生より嘉慶一五年（一八一〇）より実施した「豫東事例」にしたがって、県丞を捐納したことを述べたうえで、道光七年正月より実施した「酌増事例」にしたがって、銀一、一〇〇両を出して、州判のポストと候選の優先権を捐納して、執照をすでに受領したことなどを説明している。この度、吏部に赴き注冊の手続きをすませるのは呉士騏本人であることを、責任をもって証明する、と誓っている。そして、乾隆五〇年の規定に基づいて、呉士騏の尊属三代の氏名や存歿状況を開列している。印結最後の日付のところに官印が押されている。

この印結に見られるように、印結を出した程厚は安徽省徽州府歙県籍で、注冊のために程厚の印結を取り寄せた呉士騏は安徽省寧国府歙県籍である。このため、京官の程厚が、候選官である呉士騏のこともとより知っている可能性は完全に否定できないものの、けっして高くはない。とすれば、印結の履歴に関する部分は、明らかに呉士騏本人が提出した書類より写されたものである。ここで、印結の役割は、呉士騏本人の身元や経歴を証明するところにある。そして、程厚がこの印結を出したことによって、建て前としては連帯責任を負うものになった。

ところで、以上で説明したのは、あくまでも則例などによるもので、清末の一般的な例にすぎないが、実際に、捐納に所要な印結の枚数は、時期や出身地によって異なることもあった。たとえば、光緒元年（一八七五）一〇月二八日付けの『申報』によれば、道光年間、広東や雲南出身の報捐者は、同郷京官から印結二枚を取り寄せれば、手続きをすませることが十分であったという^⑤。記事のなかで、光緒元年の時点で捐納に必要な枚数について、具体的に挙げていないが、「年々加増」とか「加枚数」とか、以前より印結の所要枚数は多くなったことが示されている。出身地によって所要枚数について、同じ記事のなかで、雲南籍の所要枚数は広東ほど多くないが、隣の貴州の二倍である、と指摘されている。

(2) 現職官僚による捐納にあたって

以上では、一般人民の捐納手続きに沿って、必要な印結を説明したが、以下では、現職の官僚が捐納する場合の印結問題について、簡単に説明しておこう。

一般人民からの報捐者と違って、現職の官僚が捐納するのは、出身ではなく、人事手続き、処分の取り消し、および封典・職銜などの栄典である。これは、乾隆一〇年（一七四五）以降、「現行事例」（「常例」ともいう）によって規定されたものである。^⑩

たとえば、清代では、府州県の地方官は、所定の在任期間（いわゆる「歷俸年限」）を満たせば、昇任転任することができる。地方官のなかで早く昇進したい者は、歷俸年限を短縮する（たとえば、一任三年のうちは一年を免除する）ために、所定の銀を出し捐納すればよい。これは、いわゆる「捐免歷俸滿年限」である。もつと早く昇進や転任をしたい場合は、「離任」そのものを捐納する手もある。このほか、捐納することによって、処分の一部ないし全部を取り消すこともできる。たとえば、官僚は犯罪や過失などによって新疆や黒龍江のような遠方への流刑に処された場合、関係規定に従い捐納すれば、服役期間の短縮や流刑そのものの免除が許される。これは、いわゆる「捐免戍限」である。さらに、革職離任や降革留任といった懲戒処分の取り消し、剝奪された進士や舉人出身の回復なども捐納することができる。^⑪「欽定戸部則例」の規定によれば、現職官僚の捐納手続きについては、人事手続きから処分の取り消しに至るまで、いずれの項目を捐納しても、同郷京官の印結が欠かせないものである。^⑫

4 印結と官印

官印は、皇帝から授与される権力の象徴で、官僚は公権力を行使するにあたって、官印はなくてはならないものである。すでに述べたように、官僚が出した保結文書は、官印が押されることによって、はじめて「印結」と呼ばれるようになった。

た。ここで、印結と官印をめぐる二つの問題を説明したい。

まず、報捐に必要な印結を出す資格を有する者について、『欽定戸部則例』では「本省五六品京官」と記されているが、実際には、すべての五・六品京官ではなく、官印を使用する権限を有する五・六品京官に限られるのである。つまり、報捐に必要な印結を発行することができる京官は、官印をもつ大興と宛平両県の知県、および官印をもたないが、衙門の官印を使用する権限を有する者（たとえば、六部の主事と員外郎、宗人府と起居注館の主事、光祿寺の署正など）である。五・六品の京堂（たとえば、欽天監の監正、光祿寺少卿など）、官僚の監察にあてられる給事中や御史は、そのポストを重んじるために、官職売買のような不名誉なことにかかわりたくないようになされる。最後の官印のないまたは官印を使用する必要もない翰林院の修撰と編検、内閣中書などは、いうまでもなく印結を出す資格を持っていないのである。^⑩

ところで、官僚の任官資格を有し、空きポストを待っている五・六品候補官の一部も印結を出す資格を持っている。たとえば、咸豊九年（一八五九）、李慈銘は「福建捐局」で郎中を報捐した。同治二年（一八六二）、彼は京師に入り、同年五月に「戸部学習行走」の名目で、試用官として戸部に配属されることになった。^⑪ この試用のポストは、正六品の主事に準ずるもので、彼はこの身分を利用して、印結を出し、その手数料として印結銀をもらったという。

次に、印結に捺印される官印のことを説明しておきたい。すでに述べたように、印結とは、現職官僚が出す捺印される保証書である。印結の上に押されるのは、いうまでもなく官印である。地方官（たとえば、知州、知県）が印結を出す際に使用するものは、州県の官印である。中央衙門官僚が出す印結は、おそらく所属衙門の官印を用いるのであろう。これを裏付ける史料として、先に引用した吏部考功司主事程厚の印結をもう一度あげたい。その印結に押されている官印は、文字がはっきり見えないものの、印の幅は七・七cm×七・七cm、つまり二・四寸四方のものであるから、六部清吏司などの官印が使用されたに違いない。^⑫

5 印結にかかわる責任問題

以上、捐納にかかわる印結の問題を説明したが、京官は自ら出した印結に対し、どのような責任を負うべきなのであるか。この問題について、「出結官」と「査結官」に分けて検討したい。

(1) 「出結官」の責任

先に説明した印結を出す資格を有する者は、「出結官」という。まず、「出結官」がどのようにして印結を出すかについて検討したい。

以上で述べたように、捐納に必要な印結の役割は、報捐者が本人であること、その報捐者の経歴を証明すること、報捐者が捐納する資格を有することを保証するところにある。一般論としては、印結を出す側としての官僚は、その印結を求めると相手本人や相手のことをよく知るうえで、はじめて連帯保証人として連帯保証書でもある印結を出すことになるのである。印結の提出が義務付けられる目的は、やはりここにある。つまり、連帯保証人を立てることである。しかし、現実問題として、京師在住の京官にとって、地元の報捐者のことをすべて知り尽くすことは、捐納の少なかつた時代であればともかく、清代中期以後のような報捐者が絶えずにやってくる時代には、とうてい不可能である。なお、清末、報捐者本人が同郷の官僚を直接訪ね印結を求めるとはめつたになく、報捐の代行業者を通じて印結を取り寄せるのが、一般的やり方であった^②。このため、印結を出す側と印結をもらう側とが、面識のある可能性は、ゼロに近いと言っても過言ではない。

このような状態のもとで、「出結官」は、どのようにして印結を出すかについて、先に引用した「州判」を捐納した吳士驥が吏部に提出した呈文と同郷京官である吏部考功司主事の程厚から取り寄せた印結をもう一度あげたい。文書一の吳

士驥の呈文と文書一の程厚の印結をあわせてみれば、印結のなかに呉士驥の履歴に関する部分は、明らかに呉士驥の呈文より写されるものである。この事例を通して、京官が捐納者のすべてを知り尽くす可能性は完全に否定できないものの、その印結の作成に限って、捐納者本人との面識に基づくものではなく、その本人から提出した書類を写しただけで発行することが分かった。

ところで、出結官個人は、報捐者本人との面識があるかどうかを問わず、印結を出したことによって、保証する内容に対し、責任を負うべき立場に立つことになる。保証される内容には偽りがあつたり、あるいは意図的に偽造されたりすることが発覚すれば、その出結官は、「冒濫出結」の罪に問われることになる。『欽定六部処分則例』には次の規定がある。

凡冒濫出結必行議処之案、由吏部徑咨各該衙門、查取原出結官職名、照例議処。

つまり、「冒濫出結」をして「議処」の処分に該当する案件について、吏部はその出結官の所属衙門に対し、出結官の職名を調査することを依頼し、そして「例」に照らして「議処」するとされる。捐納の場合には、「冒濫出結」をした京官は、「降一級留任」ないし「降一級調用」に処される。

出結官が「議処」の処分を受ける実例について、一例をあげよう。直隸灤州の劉廷璘は、乾隆三八年（一七七三）から州の衙門で「快役」（「快手」とも呼ばれる治安担当の差役）を務め、同五三年（一七八八）に退職した。嘉慶七年（一八〇二）、彼は京師に赴き監生を報捐した。その際に、知州の莫氏は、劉氏の親供（自筆の履歴書）と族隣甘結に基づいて「加結転詳」、つまり報捐に必要な印結などを発行した。当時、法例によれば、「賤役」の一種としての快役は、捐納と科挙に参加してはいけないとされる。このため、地元の生員たちは、劉氏の報捐を知り、直隸学政および灤州を管轄する上級官庁である通永道と永平府に対し、劉氏を提訴した。嘉慶九年（一八〇四）、生員たちは、知州の莫氏は劉氏をかばうことを理由に、京師に赴き都察院に直接訴え、京控をおこした。都察院はこの案件を皇帝に報告した。今度、直隸総督は、皇帝から「嚴審」の上諭を奉じて、案件を審理した。結局、「冒捐」の劉廷璘が監生の身分を剝奪されるようになったが、知州

の莫氏は、「娼優隸卒及其子孫概不准入考捐監」の規定に違反したことを理由に、「濫行出結」の罪に問われて、「解任」と「交部議処」に処せられたという。^{②③}

(2) 「査結官」の責任

清代では、出結官から出された印結を、戸部捐納房に提出する前にチェックする制度が設けられ、次の規定がある。^{②④}

例 出結各官、俱令於每年開印時在戸部聯銜呈明、始准出結。並於各省令出結京官內、呈明一二員、其本省京官所出印結、均令查覈書押、以專責成。

つまり、毎年の正月一九日か二〇日の「開印」、すなわち仕事始めの日に、これから一年間、印結を出す用意のある五・六品の京官は、(おそらく出身の省を單位に)連名して戸部に届け出る。こうしたことによつて、戸部はそれらの京官の「出結官」としての身分を認める。さらに、それらの届け出をする京官たちは、省ごとに「正途出身人員」から一人か二人の責任者を「公拳」し、その名前を戸部に知らせる。この責任者は、地元出身の京官から出された印結を予めチェックしたうえで、花押(サイン)をする。これをもつて、戸部ははじめて出結官より出された印結の有効性を認めるようになる。当時、この責任者は「査結官」と呼ばれている。

同治四年(一八六五)、浙江省籍京官が構成する浙江省印結局は、査結官の交代にあたって、印結局の責任者は、過去歴任の責任者と査結官を招いて商議し、「科分先後」、つまり科挙合格の順番にしたがつて、人望のある者から一人を選出するとされる。^{②⑤}

これによれば、査結官は正途出身の者でなければならぬこと、その人選を決める際に働いているのは年功序列という原則であることが分かった。

査結官による印結のチェックについて、以下の史料をもとに説明したい。^{②⑥}

戸部山西司主事韋繼賢今於

与印結事。依奉結得、同郷張增仁年三十四歳、安徽寿州監生。

遵例捐從九品、指分北河試用。所捐銀兩在山東甘捐局上兌、領有執照在案。該員実係身家清白、並無隱匿・犯案・改名・朦朧情弊。

「今赴

大部注冊、委係親身。所結是実。

曾祖父士倫

母周氏

歿

祖父

父翰維

母胡氏

歿

父希亮

母柏氏

在年六十歳

胞弟增義侍奉

從九品指分北河試用

光緒 元年 十一月 二十 日

(殊印)

注冊

安徽查結官工
部郎中慶錫綸

花押

(戳記)

この印結によると、監生より從九品・指分北河試用（直隸境内の川を管理する北河同知のもとで試用する）を捐納した安徽省鳳陽府寿州籍の張增仁は、注冊手續きのために、同郷京官の戸部山西司主事韋繼賢の印結を取り寄せた。光緒元年（一八七五）二月二〇日付けのこの印結のなかで、韋繼賢は、張增仁本人が提出した書類に基づいて、彼の年齢・本籍・出

身を述べたうえで、彼が捐納の事例にしたがって、山東省の捐納局に所定の銀両を納め、従九品と指分北河試用を報捐して執照を受領したこと、その家柄は潔白で、隱匿・犯罪・改名・贖捐などの違法行為のないことを説明している。最後に、いまは吏部に赴き注冊の手続きをすますのは張增仁本人である、と保証している。

この印結の日付の部分に捺印されている官印は、不鮮明で文字を判読することができないものの、印の幅は二・四寸四方であるから、出結官韋繼賢が所属する戸部山西司のものであると考えられる。その日付の部分より右下のところ、
「安徽查結工部郎中慶錫綸」の戳記（スタンプ・六・五cm×二・五cm）が捺印され、その下に花押が書かれている。この戳記と花押は、その年の安徽省印結局の查結官を務めている工部郎中慶錫綸が、出結官である戸部山西司主事韋繼賢から出された印結をチェックする際になされたものである。この事例によつて、各省の查結官は、本省籍の捐納者に交付した同郷京官の印結をチェックすることにあつて、戳記を使用し、さらに花押をすることが分かつた。

ところで、查結官はどのような資料に基づいて、出結官が出した印結をチェックするかはわからないが、おそらく書式などを形式的にチェックすることに過ぎなかつたのであろう。なお、問題が発覚した場合、出結官は法例にしたがい「議処」されることをすでに述べたが、查結官は「罰俸一年」ないし「降一級留任」に処されることになる。²⁶

要するに、印結にかかわる責任問題について、いずれにせよ、制度としては、個人名義で印結を発行する以上、本人がその責任を負うべきであつた。

以上に見られるように、五・六品京官は国の法例に基づいて、地元からの報捐者に対し、捐納に必要な身元保証書である印結を発行する。したがつて、印結の発行は、官僚が職務権限あるいは公権力を行使することにあたる。政府は、捐納にあつてこの方法を取り入れた目的は、まず官僚たちの責任をポストと結びつけて、それを通じて捐納から出身した新入官僚の素質をなるべく確保し、現職官僚の責任感をより強めようとするところにある。このため、冒捐や「濫行出結」のような不正行為が発覚すれば、その責任をとらせるのは、官印で示される衙門ではなく、あくまでもその官印を使用し

た官僚である。さらに、印結の方法を導入したもう一つの目的は、制度の整合性を維持しようとするところにある。すでに述べたように、印結は行政書類の一種として日常行政の現場で広く使用されており、捐納出身者以外の官僚人事手続きなどをすまらずに際して印結が必要とされる以上、捐納出身者だけに必要としないような「優遇策」を実施すれば、印結制度をはじめ、人事制度や行政制度に悪影響に与えており、制度全体の整合性は大きく揺れる恐れが出てくるに違いない。ところで、前近代の中国には、官僚たちはこうした公権力の行使を伴い、私腹を肥やすことは常にあった。この点について、印結発行手数料を例にして考えよう。

- ① 印結の由来について、ここでは省きたいが、少なくとも後漢時代では、「結」はすでに証明書として使用された（『後漢書』（北京、中華書局、一九六五年）、卷三九、劉般伝、第一三〇五頁。宋元明の時代でも、「結押」、「甘結」、「印信保結」などと呼ばれる保証文書の内容を史料によって確認することができた。たとえば、『慶元秦法事類纂』（東京、古典研究会、一九六八年）、卷三〇、財会門、錢会中半、第三一九頁。『通制条格』（杭州、浙江古籍出版社、一九八六年）、卷六、選舉、養保、第一〇一―一〇二頁。『大明会典』（台北、文海出版社、一九六四年）、卷二二、吏部十一、考功清吏司、第三二〇頁；なお卷二二〇、都察院二、第二八〇二頁。徽州文書を利用すれば、明代の保証文書を見ることが出来る（『徽州千年契約文書』、石家莊、花山文芸出版社、一九九二年、宋元明編、第二冊、第四三三頁）。
- ② 官僚が病氣を理由に告病（離任休養）を申請する場合の印結については、拙稿「清代地方官の病死・病氣休養について」（『東洋史研究』、第五九卷第一号、二〇〇〇年九月、第三一―六七頁）を参照。
- ③ 「直隸冊結款式」、乾隆年間刊本、序文。類似の書物は、『雲南省冊結式』（乾隆年間刊本、八冊、所蔵は中国科学院図書館）を挙げることもができる。一九九九年の夏に得た中国出張の機会を利用して、それを調査したが、その内容は「直隸冊結款式」とほぼ一致することが分かった。
- ④ 「直隸冊結款式」、目錄。なお、印結の書式について、黄六鴻『福惠全書』（東京、汲古書院、一九七三年）、卷一、筮仕部、第二四―二五頁を参照。
- ⑤ 「六部則例全書・戸部則例」、卷下、捐叙、納監原例、第七九 a、b 頁。繆荃孫『雲自在齋筆記』、列朝二（『古学集刊』、第四編下冊、上海、国粹学報社、一九一三年）、康熙十四年乙卯捐例、第六 a、b 頁。葉夢珠『閩世編』（上海、上海古籍出版社、一九八一年）、卷六、賦税、第一三八頁。
- ⑥ 「康熙初年有関捐納御史奏章」、「歴史檔案」、一九九三年第二期、一九九三年五月、第一四頁。
- ⑦ 「定例全編」、卷四、吏部、文選清吏司二、漢官選法、行查捐納候選官印結定限。
- ⑧ 「冒捐」の問題について、山田耕一郎「清初の捐納出身者対策について」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』、東京、汲古書院、一九

九〇年、第一一〇七—一二八頁）、岸本美緒「清代中期の『冒捐冒考』問題」（二〇〇一年一月三日京都・東洋史研究会大会口頭発表）を参照。

⑨ 報捐の手續きについて、拙稿「清代捐納制度論考——報捐を中心に——」を参照。

⑩ 李宝嘉「官場現形記」（北京、人民文学出版社、一九七九年）、第三回、苦鐵差黑夜謁黃堂 悲錦級藍呢糊綠鞦、第三一—三三頁。

⑪ 「清国行政法」、第六卷（東京、臨時台湾旧慣調査会、一九一三年）、第二一三—二三三頁。

⑫ この際の書類について、中国第一歴史檔案館所蔵順天府檔案、卷二、第〇〇三—〇〇五号などを参照。

⑬ 「光緒」大清会典事例」（台北、新文豊出版公司、一九七六年）、卷四三、漢員銓選、第五六〇三—五六一一頁。『欽定戸部則例』、同治一三年刊本、卷九八、通例、收捐給照事宜、第三二b頁。『欽定吏部銓選漢官則例』（台北、成文出版社、一九六六年）、卷四、捐納候選、第二六二—二六三頁。『欽定六部處分則例』、卷三、陞選、各省捐納人員赴選、第九八—九九頁。

⑭ 中国歴史檔案館所蔵清代吏部檔案、卷三。

⑮ 「申報」、光緒元年一〇月二八日（一八七五年一月二五日）、掲広東雲南印結之弊。

⑯ 拙稿「清代捐納制度論考——報捐を中心に——」を参照。加級の問題については、大野晃嗣「清代加級考」（『史林』、第八四卷第六号、二〇〇一年一月、第一—三五頁）を参照。

⑰ 「増修現行常例」、清末刊本、捐免実授、第四五b—四六a頁。『清国行政法』、第六冊、第二〇—三三頁。

⑱ 「各直省大小官員報捐加級記録、一体加具同鄉京官印結、粘連接

通。』（『欽定戸部則例』、卷九十八、通例、第二七b頁。）

⑲ 徐珂「清稗類抄」、第七冊（北京、中華書局、一九八六年）、廉俊類、姚学燦不取印結銀、第三一八七頁。関係規定については、『欽定吏部銓選漢官則例』、卷八、雜例、稽查出結、第四一三頁、『欽定六部處分則例』、卷一〇、印信、稽查印結、第二六一—二六二頁を参照。

⑳ 張徳昌「清末一個京官的生活」、第七〇頁。『光緒』大清会典」（台北、新文豊出版公司、一九七六年）、卷七、吏部、文選清吏司、第八九頁。

㉑ 「光緒」大清会典」、卷三四、礼部、鑄印局、第三四七頁。なお、官印と行政との関係について、拙稿「官印与文書行政」（周紹泉等編『一九九八年国際漢学術討論会論文集』、合肥、安徽大学出版社、二〇〇〇年）、第三三—三五八頁）を参照。

㉒ 報捐代行について、拙稿「清代捐納制度論考——報捐を中心に——」の第三部分「報捐代行」を参照。

㉓ 「欽定六部處分則例」、卷一〇、印信、稽查印結、第二六二頁；卷三、陞選、各省捐納人員赴選、第九八—九九頁。

㉔ 「嘉慶年間包役及其子孫冒捐冒考史料」、「歴史檔案」、一九九八年第一期、一九九八年二月、第三五—三七頁。『欽定戸部則例』、卷九八、通例、第三九a頁。

㉕ 「欽定戸部則例」、卷九八、通例、第三三b頁。『欽定六部處分則例』、卷三、陞選、各省捐納人員赴選、第九九頁。

㉖ 「重訂浙江印結簡明章程」（上海圖書館所蔵、清末刊本、第三三a—b頁）。

㉗ 中国第一歴史檔案館所蔵清代吏部檔案、卷三。

㉘ 「欽定六部處分則例」、卷三、陞選、各省捐納人員赴選、第九八頁。

（単位：兩）

省別	監生	実官知府	(知府)注冊	(知府)分發
奉天	14.0	160.0	150.0	75.0
直隸	16.0	110.0	56.0	55.0
山東	8.0	100.0	80.0	50.0
山西	10.0	110.0	110.0	110.0
河南	9.0	120.0	100.0	100.0
江蘇	10.0	100.0	80.0	100.0
安徽	8.0	100.0	80.0	100.0
浙江	10.0	100.0	100.0	80.0
江西	8.0	100.0	100.0	80.0
福建	10.0	120.0	96.0	180.0
湖南	8.0	160.0	160.0	160.0
湖北	8.8	170.0	170.0	85.0
広東	8.4	120.0	120.0	120.0
広西	13.5	125.0	187.5	375.0
四川	9.0	150.0	75.0	75.0
陝西	11.0	100.0	100.0	50.0
甘肅	10.0	100.0	80.0	100.0
雲南	10.0	210.0	126.0	147.0
貴州	12.0	210.0	210.0	273.0
平均	10.2	129.7	108.9	121.8

いま、役所に印鑑登録証明書などの発行を申請するにあたって、申請者本人は所定の発行手数料を役所に払わねばならない。ところで、清末の中国では、捐納に必要な印結を取り寄せるに際して、捐納する者はその官印で示される衙門ではなく、発行名義人である京官あるいはその京官たちが構成する印結局に「結費」と呼ばれる所定の手数を払う。いいかえれば、その出結官たちは、衙門の官印を使って、職務を遂行する一方、自分たちのために金儲けをもする。これは、まさしく公権力の行使を利用して私腹を肥やす行爲である。印結手数料の由来については、おそらく個人間の謝礼から発展

二 印結手数料と清末の印結局

1 印結手数料：「結費」

してきたものではないかと考えられる。なお、その手数料についての規定は、『欽定戸部則例』や捐納関係の「事例」などの法例によって定められるものではなく、関係者（たとえば、出結官たちが構成する印結局）の内部合意によって成立したものである。印結手数料の金額は、省ごとにそれぞれ異なるが、以下の史料をあげよう。

『各省印結』という書物は、清末、京

師の報捐代行業者が使用するマニュアル類のものである^①。この書物では、各省印結局の規定に基づいて、報捐者は、監生や貢生、実官、職銜、封典などを報捐する際に同郷京官の印結を取り寄せるための手数料金額と関係情報を、省別で詳しく記載している。

以下、監生を報捐する場合の手数料金額、および実職知府の捐納と実職知府の候選・候補手続き（注冊と分發）の例を列挙する。

この表から見られるように、捐納に際して、監生の印結手数料は直隸の一六兩がトップで、実官知府の場合は雲南や貴州の二一〇兩、知府注冊は貴州の二一〇兩、知府分發の場合は広西の三七五兩がそれぞれのトップである。当時、これら地域には、いずれも経済力の強い地域ではなかった。これらのトップ組に対し、現代でも経済発展の先進地域である江蘇省や浙江省では、上述項目の印結手数料は、いずれも平均金額を下回っている。このため、印結手数料に差をつける理由については、上記の史料を見る限り、各地の経済状況によって定められることはないと考えられる。のちに述べるように、印結手数料の金額は京官の収入にかかわるものである^②ので、おそらくそれぞれの省出身の京官人数、及び京官たちの希望金額によって定められるものである、と思う。

以下では、印結とその発行手数料を管理する「印結局」とはどのような組織なのか、その発行手数料の金額をどのように決めたのかについて順次説明していきたい。

2 清末印結局の構成とその性格

史料の制限もあるので、清末以前の印結およびその手数料の管理機構について明らかにすることができないが、以下では清末の印結局を例としてその構成と性格を検討してみよう。清末、京師で省ごとに印結局が設立され、印結の発行から印結手数料の徴収や印結銀の分配に至るまでの事務を一括して管理していた。各省の印結局は、原則として、印結を出す

資格のある京官が全員加入するものである。そして、加入者による印結を出す「出結官」の資格、その印結の有効性、および印結銀を受領する資格は、同郷の承認によつて保証されるのである。

各省印結局の責任者については、印結局のメンバーが、同郷京官のなかから「年高德邵」の者を「公拳」する。その公拳されたものは「管印結官」といい、任期は二年である。李慈銘の日記によれば、浙江省印結局の責任者は、「部曹の進士出身者」、つまり科挙試験に合格し、六部の司官クラスに奉職する者によつて、順番に担当されることが分かる。この「管印結官」を含む印結局のメンバーは、肩書きをこだわらず、互いに「局友」や「友」で呼び合う。つまり、印結局の内部関係は、役所のような上司と部下との関係ではなく、パブリックな原理のもとで成立した平等な関係であるように見える。これによると、身元保証書を取り扱う清末の印結局は、一種の共済組合、あるいは「身元保証人協会」のような組織である。

3 印結取扱規定

先に紹介した監生や知府ポストなどを捐納する際の印結手数料の金額は、あくまでも計算の基準である。捐納の現場では、各印結局が独自に定めた関係規定に従い払うのである。清末、各省の印結局は、印結の作成、費用などについての規定を定め、さらにこれらの規定を載せるマニュアルを編纂して公表する。たとえば、『重訂浙江印結簡明章程』が、このような書物である。

当時、浙江省印結局は、毎年のように印結章程を協議し、関係規定をまとめて出版する。この何度も増刷された書物は、浙江省印結局が「公議」したうえで発行する該印結局のマニュアルである。④その内容は、大捐・注冊・驗看・認識・投供領憑・声明知照・捐免保拳・花樣・昇銜翎支・勞績保拳・五六品京官・常捐・増定常捐・海防捐・鄭工捐・津貼章程・同局規約などの一七の部分からなる。

浙江省印結局は、捐納事例が開かれるたびに、「時限立法」のようにその捐納事例に適用する印結発行の規定を公表する。この規定は、その都度の印結手数料は如何にして計算するかを定めるものである。たとえば、光緒一〇年（一八八四）年に開かれた「海防事例」のために、浙江省印結局は、「増訂海防新例印結章程」を定めた。その第一条は、次のように書いてある。^⑤

由拳貢生監報捐京外実官、或由各項官職加捐改捐者、除注册各項仍照向章核收外、再按注册銀數、收取全費。

これは、候選の注册手続きに必要な印結に関する規定である。これによれば、海防事例の關係規定にしたがつて、「京外実官」などを報捐する者に対し、注册に要する印結一枚に付き二枚分の手数を要求するという。これについて、知府捐納の例で説明したい。先に紹介したが、浙江省籍の報捐者が実官の知府を捐納して、注册手続きをすますに際して、所定の印結手数料の計算基準は一〇〇両である。その「増訂海防新例印結章程」によれば、海防捐で知府捐納に要する注册印結の手数は、一〇〇両×二＝二〇〇両である。

光緒一三年（一八八七）年、鄭州付近で決壊した黄河の堤防を復旧するという名目で、「鄭工事例」が開かれた。それを受けて、浙江省印結局は、さらに「増訂鄭工新例印結章程」を定めた。この章程の第一条は、印結手数料の全般に関するものである。^⑥

由鄭工報捐人員忠出各結、一概照海防加三成收費。道府州縣五項正印、各加五成。

とある。つまり、鄭工事例での報捐者に対し、捐納するポストに応じて印結一枚に付き二・三ないし二・五枚で計算するのである。このため、知府捐納に要する印結手数料は、一〇〇両×二・五＝二五〇両である。

このように、印結局側は、何の説明も無し勝手に印結手数料をつりあげた。これは、いうまでもなくなるべく高い収益を得ようとする狙いによるものであるが、この狙いを可能にするのは、独占経営といつてもいい経営形態である。

なお、出結官による印結手数料の着服を防止するために、捐納関係印結の発行を印結局の専管事項とし、局の戳記は欠

けてはならないとする一方、次の規定も設けられている。^⑦

捐納各員銓選、過堂、領憑、及分發、驗看等結、各就熟識同郷官取結、結費隨同交局。

とある。つまり京官個人は、知り合いの同郷の報捐者に印結を直接発行することを許されるが、必要な手数料を領収し、印結局に納めなければならないという。もし出結官による手数料の着服が発覚すれば、その手数料を追徴するほか、さらに二〇%の「査費錢」を科するとされる。さらに、その出結官がこうした処分を拒否した場合、本人に配分する印結銀から差し引く、という規定が設けられている。^⑧

清末、各省の印結局はそれぞれの身内(局友)を優遇するための印結取扱内規を定めていた。まず、現職官僚の捐納を優待する措置を挙げよう。当時、「改捐」(京官をやめて収入のいい外官ポストを捐納すること)と「降捐」(現在のポストより低いが、収入のいいポストを捐納すること)を捐納するに際して、同郷京官の印結は必要とされる。山東省印結局では、現職官僚による「改捐」と「降捐」にあたって、所要印結の手数料を「均照大捐之數減四成」、つまり実官の捐納に所要な印結手数料の六割で計算するのである。このため、山東省籍の京官が外官の知府を「改捐」する場合、印結手数料は一〇〇両×〇・六〇六〇両である。^⑨

さらに、一部の省では、現職京官の子孫や親戚に対しても、優遇措置が設けられている。次は江蘇省印結局の規定である。

現任京官子孫及胞兄弟姪報捐七品以下京職、印結公送。報捐外官及六品以上、仍出結費。

つまり、現職京官の子孫や親戚が、外官や六品以上京官を報捐する場合、規定通りの印結手数料を請求するに對し、七品以下の京職を報捐する場合、必要な印結は、「公送」、すなわち無料で提供するのである。なお、現職京官が「加級」を捐納する際の印結手数料も、「公送」である。^⑩

以上で見られるように、各省印結局の取扱規定は、身内の利益を念頭に置きながら、捐納事例が開かれるたびにあり

は必要と判断する時に一方的に改定されるものである。

このように、印結発行と印結手数料管理のために、京官たちがパブリックな原理に基づいて、省ごとに印結局という共同組合のような組織を結成した。この印結局は、印結の発行という公権力の行使に際して、身内の利益を最優先に考えて、発行手数料の金額をはじめ印結の取扱内規を定め、それによって印結手数料を徴収する。では、印結局は、公権力の行使を伴い徴収した印結手数料を如何にして「出結官」たちに分配したのか、その分配にまつわる問題とは何だったのか？

- ① 『各省印結』（東京大学東洋文化研究所蔵、清末光緒年間刊本。なお、捐納に際して、「随封」、「小費」、「喜金」などの名目でチップも要求される（前掲書、江蘇、第一a頁・広東、第二a―四a頁を参照）。
- ② 許大齡「清代捐納制度」、第一〇八頁。張友鶴「清代の官制」（李宝嘉『官場現形記』、付録、第一〇七五頁）を参照。
- ③ 『李慈銘日記』（上海、商務印書館、一九二〇年）、光緒四年正月二九日。
- ④ 『重訂浙江印結簡明章程』。該書は、何度もの改正からなったものであり、最後の改正は光緒十九年（一九〇三）三月である。なお、上海圖書館では、咸豐七年（一八五七）に改正された浙江省印結局の「公議印結條款章程」も所蔵している。
- ⑤ 『重訂浙江印結簡明章程』、第一七a頁。
- ⑥ 『重訂浙江印結簡明章程』、第二〇a頁。
- ⑦ 「公議印結條款章程」、第五b頁。なお、『重訂浙江印結簡明章程』、第三a頁。
- ⑧ 『重訂浙江印結簡明章程』、第三a―b頁。
- ⑨ 『各省印結』、山東、第二a頁。
- ⑩ 『各省印結』、江蘇、第三b、一b頁。浙江省の印結局にもこのような規定がある（『重訂浙江印結簡明章程』、第二五a頁）。

三 印結銀の分配

1 印結銀の分配原則

先に述べたように、印結局に加入した京官は印結銀の受領資格を有しているが、その印結銀の金額は、「品位之崇卑」、つまり官品に応じて配分するのである。^①ここで見られるのは、パブリックな原理の影響を受けて「友」で呼び合うような

平等関係で築かれる印結局で働いているのは、やはり従来型の官僚社会で働くオフィシャルな原理である。

また、印結局の加入時期によって、分配される印結銀の金額は異なる。たとえば、河南省籍の京官が構成した河南省印結局は、月末ごとに印結銀を関係者に支給する。毎月初五日までに加入する者に対しては、全額を支給し、初五日以後二〇日までに加入する者に対しては、半額を支給する。二〇日以後に加入する者に対しては、当月分の印結銀を支給しないとされる。人事異動によって地方官に転出するなどを理由に京師を離れる場合は、二五日以後に離れる者に対しては全額を、一五日以後に離れる者に対してはその半額を支給する。一五日以前に京師を離れる者は、当月分の印結銀を受領することができないとされる。さらに、京師を離れることを印結局に知らせず印結銀を引き続き受け取る者が発覚した場合、不正に受け取った印結銀の全額返還を求めるとされる。^②

印結銀受領の実例について、李慈銘の事例をあげよう。同治一〇年（一八七二）正月、李慈銘は浙江書局の仕事をやめてふたたび上京した。彼は二月三日に京師に着いたので、浙江省印結局から二月分の印結銀をもらえなかった。なぜなら、京師到着の時期はすでに二〇日を過ぎたからである。印結銀を受領したのは、翌三月からである。この事例から見られるように、河南や浙江を含む各印結局では、印結銀の受領時期についての規定が設けられている。

2 経営情報の公開

印結局内部の利益調整にあたっては、もともと注目すべきことは、「情報公開」の原則である。これについて、浙江省印結局の規定をあげたい。^④

局中毎月向刊出結各單、今議刊捐生姓名籍貫、逐款添刻銀數、並加刻在局各友姓名單一紙、隨同公費分送、庶同局各友一覽了然、以示無私。

とある。この光緒四年（一八七八）の秋に定められた規定によれば、それまでに浙江省印結局の内部では、月ごとに出結

の状況を文書で公表することになっていた。光緒四年以後、さらに捐生の姓名籍貫、それぞれが納めた手数料の金額、印結局メンバーの名簿を月ごとに刊行して公表することが定められた。こうした措置の狙いは、「無私」、つまり全員に公平を示すところにある。

では、なぜ浙江省印結局は、光緒四年の時点で経営情報をよりいっそう公開する方針を決めたのであるか。実は、ちょうどこの頃、浙江省印結局の内部で印結銀の分配をめぐる激しい意見対立が起こったのである。

李慈銘の日記によれば、印結局の責任者は、ずっと前から自分の地位を利用して私利を図り、手数料収入と印結銀支出をごまかしたことが、対立のきっかけである。

彼の日記によると、光緒二年（一八七六）の冬、部曹の進士出身者が主導したもとで、浙江省印結局は、進士出身者に分配する印結銀を、毎月「四分之三」、つまり七五%増額することを決めた。印結銀の財源である印結手数料が確実に増えることは保証できない以上、進士出身者への分配を増額することは、当然ながらほかのメンバーに配分できる印結銀を減額する恐れを引きおこしてしまう。これは、明らかに進士出身者を優遇する政策である。捐納出身で、それまでに進士になるための会試で何度も落第した李慈銘のようなものは、この政策および印結局の責任者に対し強い不満をもっていた。光緒四年正月二十九日、年度の公議が開かれるに控えて、友人の戸部員外郎汪樹堂が李慈銘を訪ねてきて、二人で印結局の運営について意見を交わした。「名士」を自負する彼は、その日の日記のなかで、それまでの浙江省印結局歴代の責任者を名指して批判している。

吾浙印結局以部曹之進士出身者輪管、朋占漁利、出入不謹。近來此輩皆無賴村氓、不通一字、而無恥益甚。……此朝廷用進士之弊也。謬種流伝、至為市井賤賈所不屑為之事。哀哉。自吾浙孫慶咸、謝鏡、戴堯臣等相統管局、爭競錘末、物議沸騰。至寧波人凌行均、湖州人章乃奮沿其下流、遂同盜賊矣。

李慈銘は、まず進士出身の印結局責任者は、私利を漁り、収入と支出に対し慎みを欠いていると指摘した。次に、近年

の責任者は愚鈍で、わけのわからない文書を書き、無恥が益々甚だしいと批判しながら、これは朝廷が進士を用いる政策の失敗である、進士落第の不満も爆発している。さらに、歴代責任者の名前を挙げて、「争競錐末」、つまりわずかの利益でも争う、「盗賊」と同じである、と辛口で批判している。こうした辛辣な批判から、我々が見ることのできるのは、印結局の内部には腐敗があつて、そこで働いている原理は当時に於いてどこの衙門にもあつたと言つていいほどの官僚の原理、あるいはオフィシャルな原理である。

同年の二月一〇日、李慈銘は浙江省印結局の公議に参加したあと、こう記している。

至者四五十人、尠有似人状者。与此举為伍、可發大噉也。

つまり、その公議に参加した四、五〇人のうち、人間に見える者は少ない。あいつらと一緒にいれば、笑ってしまうだろう、と。

二日後の一二日、彼は友人に手紙を送り、公議を主催する章乃奮の「詐私」と「頑鈍無恥」を同郷の人に知らせるために、この手紙を皆に見せよう、と促した。これにしても、彼の怒りはなお和らがなかった。この日の日記のなかで、その章某が少しでも恥じを知られば、まさに「入地」すべきだった、つまり死んでしまえ、と呪っている。今度、三月一四日、李慈銘は、さらに内容の厳しい抗議文を章乃奮に送った^⑤。

このように、光緒四年二月、浙江省印結局の内部は、印結銀の分配をめぐる対立した。この対立の結果として、この年の秋、印結局の責任者が交代し、先に引用した情報開示の経営方針を決めたのである。

浙江省以外の印結局でも、このような動きが見られる。^⑥ところで、印結局の内部でなぜ印結銀の分配をめぐる対立がおこつたのであろうか？ その原因は、まず当時の京官たちにとって印結銀は欠かせないものであることを挙げられよう。

3 京官の家計を支える印結銀

清代、京官の俸祿は、官品に応じ正俸と恩俸によって構成される。高額の養廉銀のもらえる外官（地方官）に比べれば、京官の収入は少なかった。さらに、咸豊年間以後、中央政府の財政難によって、京官の正俸と恩俸はカットされていて、彼らの生活を支えたのは、外官からのつけとどけ（たとえば、炭敬・氷敬・別敬など）のほか、非合法的な慣行によって成立した印結銀である^⑦。当時、京官はこの印結銀を「公費」とも呼んでいた。

印結銀の財源は報捐者が納めた印結手数料であるので、地元からの報捐者の人数は、京官たちの印結銀収入に直接影響を与えたとはいえない。たとえば、四川・広東・江蘇・浙江省籍の京官のなかには、地元からの報捐者が多いことに恵まれて、年間「千金」以上の印結銀をもらえる者がいたらしい。福建籍京官は、年間二百両をもらえるという。これらの省に對し、直隸地方は比較的貧しくて、捐納者も少ないのわりに、中央各衙門で任官する直隸籍京官は多い。そのため、直隸籍京官がもらえる印結銀は、年間平均三〇両か四〇両にすぎないという。このわずかな印結銀は、直隸籍出結官にとつてどのようなものなのかについては、一例をあげて説明しよう。

光緒三年（一八七七）に進士合格した直隸清苑県籍の李錫彬は、家族四人を抱えて、一日に二食しかできなかった。薪炭費が高いから、彼の家では自炊はしないが、毎朝銀一錢を使ってお湯を買って、それは一日の洗面や飲用などに充てる。一日分の食費は「京錢一千」しか使えないので、饅頭四斤（約二キログラム）、味噌、葱、漬物を買って食べる。彼は、「印結費一項、作一月伙食費足矣」といい、つまり毎月の印結銀は、一ヶ月分の食費には十分である。当時の銀錢レートは、銀一兩を「京錢十五六千」に両替できるが、これによって計算すれば、李錫彬が毎月にもらえる印結銀は、わずか二兩前後で、年間に二四兩であった。直隸籍京官がもらえる印結の少なさは、この事例から読み取れるだろう。このため、このわずかな印結銀は、直隸籍の京官にとって、まさしく生死にかかわる、なくてはならないものと言っても過言ではな

い。⑧

地域の要素を除いて、年度によって印結銀収入はきわめて不安定であるので、京官たちはいつも印結に関する情報に耳をとがらせていた。たとえば、光緒七年（一八八二）頃、空きポストを待つ候補官が次々とやって来て、短期内に消化できないという現状を受けて、応急策として直隸、江蘇、湖北、浙江と貴州への「分発」が一時停止されることになった。李慈銘は、このニュースを聞いたその年二月二十九日の日記のなかで、「吾輩首陽之期至矣」、つまり餓死の時期が近づいたと記している。⑨ すなわち、一部の省への分発が停止されるのは、その省にて任官したいまたは候補官になりたい報捐者にとつて、夢の実現に打撃を与えることであるから、一時の停止とはいえ、現実問題として、「指省」を捐納する者の減少をもたらす恐れがまず出てくる。捐納者の減少は、捐納に必要な印結の発行量の減少を引き起こし、そして、いうまでもなく印結銀の財源である印結手数料の減収を引き起こすのである。要するに、分発の停止は、京官の印結銀収入に直接影響するのである。そのため、李慈銘は、地元浙江への分発停止の情報を聞いて、存亡の危機を感じていた。ちなみに、この年（光緒七年）、李慈銘の印結銀収入は、前の光緒六年（一八八〇）の三〇六・九両から、一気一六三・四両までに減らされ、彼の家計は大きな打撃を受けたに違いない。⑩

咸豊・同治以後、捐納による財政収入の減少傾向に対して、一部の人は、その原因は印結手数料が高すぎる、と指摘した。たとえば、先にも引用した光緒元年『申報』記事のなかで、つぎのように印結局の責任者を批判した。印結局の責任者は、目前の利益だけをかり、印結手数料を高く設定した。そのため、高い手数料を払えず、捐納を断念する人が出てくる。結局、印結局の収入のみならず、戸部の捐納収入も減少してしまったのであるという。⑪ この議論は、捐納による財政収入が減少した責任を高い印結手数料に押しつけ、候補官の増加による任官難の影響に触れなかったから、公平な意見とは言いがたいが、当時の世論の一部は、印結手数料に対し、批判的態度をとっていたことが見られよう。今度は、捐納による財政収入の増加を狙って、戸部の内部からも同じような議論が出された。光緒二年正月二十九日、李慈銘は、日記

のなかでこう記した。¹²⁾

今日戸部百計求利、謂捐例既開、而無來者、由印結之費太重。因議裁此費、凡戸部上兌者概不須結。於是京官之恃此為命者、皆當立槁牆壁矣。

つまり、戸部は、捐納者減少の原因は高い印結手数料にあると見て、印結そのものの提出を廃止する方向で対策の検討に入っている。李慈銘はこの情報を聞いて、印結銀に頼って生活がやっと成り立つ京官は、これでは生きられなくなる、と嘆いたのである。

このように、報捐者が納めた印結手数料は、結局一種の法定外収入として、印結銀の形で京官のところへ流れていって、京官の家計を支えるものになった。このため、京官にとつて、印結銀は重要な収入であるから、その分配および印結局の責任者に対し常に不信任を持つのは、もはや当然のことといえよう。

ところで、李慈銘のような一般メンバーは、印結局の責任者を疑わしく見つけていたのは、さらにより深い原因がある。これは俸禄と異なる印結銀の性格によるものである、と私は考えている。

俸禄は、名義上は皇帝からいただくものであるから、その受領する者としては、俸禄の金額や支給方法に対し、疑問を抱くこと自体は当時の社会通念からは考えられない行為である。しかし、印結銀は、俸禄と異なって、報捐者から徴収した印結発行手数料を元にして、一種の手当てに転化してきたものである。その巨額の金銭を管理するのは、皇帝ではなく、ほかのメンバーと平等な立場に立つ、お互いに「友」で呼び合う印結局の責任者である。個人が自分の利益を優先する中国官僚社会では、このような巨額の金銭を管理する者を信用しないのは、もはや普通である。ここで興味深いのは、官僚たちは、どのような方法を使って、こうした人間不信のなかで組織を維持していたのか、という点である。

すでに述べたように、印結局内部の意見対立の結果として、経営情報を開示する経営方針が打ち出された。つまり、情報公開という近代的な方法を使って、責任者の「無私」を関係者全員に示すのである。この意見対立から生まれた方法は、

偶然に考え出したものというより、むしろ清末に流行っていた「徵信」という時代の流れの影響を受けて生まれた特有なものであった、と私は考えている。¹⁸⁾ 当時、民間による公共事業の経営から生まれた「徵信原理」の影響は、次第に拡大していた。このような時代において、印結局内部の意見対立を解消するために、「徵信原理」の理念を受けて、関係者全員に「無私」を示させ、あるいは信を問うという経営方針を決めたことは、当然の成り行きと言えよう。さらに、浙江省を含む江南地方は、そのパブリックな徵信原理が全国で先頭を切って流行っている先進地域である、ということを含めて考えれば、浙江省籍の京官たちが、印結局の経営管理に対する不信を少しでも取り除くために、情報公開のような方法を取り入れたのは、偶然とは言えないだろう。

当時の民間公共事業は、盛んに「徵信録」の出版を通じて公信を問う。清末になって、政府はこうした潮流のなかで、「徵信録」を出版するというパブリックな原理を取り込まざるを得なくなつた。民間と政府が発行した徵信録に比べれば、印結局が開示した情報の全容は、残念ながら現段階では明らかにすることができていない。ただ一つ言えるのは、印結局が情報公開というパブリックな原理を取り入れた目的は、あくまでも印結局内部の利益関係を調整しようとするところにあつたのである。李慈銘のような者でさえ、最初は捐納出身者の立場から一時的に批判の声を挙げたが、自分がいったん進士になると、すぐ進士の立場で利益問題を考えるようになった。また、信を問う対象は、印結局のメンバーに限られ、民間公共事業のような人から人への信を保証する最後の手段として神やお上に信を問う方法はまったくなかった。つまり、印結局は組織構成や情報公開の面でパブリックな原理を取り入れたにもかかわらず、その本質はパブリックなものではなく、あくまでも官僚の世界あるいはオフィシャルな世界である。その責任者も一般メンバーも、何か理想をもって公益事業をやっているわけではない。ただ個人利益の調整という点においては、やむをえずパブリックな原理を取り入れただけである。したがって、パブリックな原理を取り入れたとしても、やはり限界があつたと言えよう。

しかし、限界の存在を指摘することは、けつしてその意義を否定するものではない。印結局から見られるメンバー全員

が「友」で呼び合うこと、および情報公開を通じて「以示無私」、つまり信を問うことは、秦の始皇帝以来数千年の歴史をもつ中華の官僚世界にもようやくパブリックという近代的な原理を取り入れる試みがあったのである。

- ① 「清稗類抄」、廉儉類、姚学燠不取印結銀、第三二八七頁。
- ② 「河南印結章程彙定」、未見。「結局向章定於月盡分費。凡入局者初五日以前全分、二十日以前半分、逾十日不入分單。出局二十五日以後全分、十五日以後半分、不逾十五日者不入分單。儻有出京時、並不知會結局、仍行冒領者、查出按數扣底。許大齡『清代捐納制度』、第一〇八頁を参照。
- ③ 張德昌「清季一個京官的生活」、第七九頁。
- ④ 「重訂浙江印結簡明章程」、第二四b―二五a頁。
- ⑤ 「李慈銘日記」、光緒四年正月二十九日、二月一日、二月二日、三月一四日。
- ⑥ 中国第一歴史檔案館所藏清代吏部檔案、卷七一、乙酉等年（河南）印結簿。
- ⑦ 京官の生活について、張德昌「清季一個京官的生活」、第四六―四九、五二―五七頁を参照。
- ⑧ 何德剛「話夢錄」（北京、北京古籍出版社、一九九五年）、第二一―二三頁；「春明夢錄」（北京、北京古籍出版社、一九九五年）、第二三六頁。著者は、清末に吏部司務庁掌印や侍郎などを歴任した。
- ⑨ 「李慈銘日記」、光緒七年二月二十九日。
- ⑩ 張德昌「清季一個京官的生活」、第六四頁。
- ⑪ 「申報」、光緒元年一〇月二十八日、掲広東雲南印結之弊。
- ⑫ 「李慈銘日記」、光緒一二年正月二十九日。
- ⑬ 夫馬進「中国善会善堂史研究」（京都、同朋舎、一九九七年）、第七五―七五二、八一三―八三九頁。

むすびに

以上、印結使用の由来、捐納と印結との関係、印結局による印結・印結手数料・印結銀の管理、印結銀と京官収入との関係について検討した。印結発行や印結銀の支給基準などについては、さらに新しい史料を発掘する必要がある。

清代の康熙年間、政府が印結という装置を通して、捐納出身官僚の素質を確保し、現職官僚の責任感をより強めようとして、この「一石二鳥」の制度を導入した。しかし、地元報捐者に身元保証書である印結を発行する前提である、京官たちが報捐者のすべてを知り尽くすことは、捐納現場での実行がなかなか難しい。特に嘉慶・道光以後のような捐納が頻繁に開かれる時代、印結の発行は、ほとんど捐納代行業者の仲介により取り寄せることになって、出結官による印結の発行

と査結官による印結のチェックは、ともに報捐者より提出した書類に基づいて行なわれた。このように、檔案史料などを見ると制度が支障なく動いているように思われるが、その書類の作成作業はもうすでに制度の基本から遠く離れていた。これは、伝統中国の制度史を研究する際によく見られることである。当時の政府は捐納制度と印結制度との間には無理があったこと、印結の作成には不正があったことを知らないはずがないだろう。問題は、これらのことに如何にして対処するか、というところにある。

これらの問題に対して、財政難の解決策として捐納を頻繁に開いた清末の政府は、柔軟な対策を講じていた。すでに述べたように、印結にかかわる責任問題について、『欽定六部処分例則』のなかで関係規定を整備した。つまり印結作成の段階においては、政府はタッチせず、官僚や印結局の判断に任せる方針をとっていた。しかし、印結が提出されたあと、不正が発覚すれば、政府はその印結を発行する官僚を処罰するのである。

印結発行手数料と京官生活に欠かせない印結銀の問題に対しても、政府は柔軟な対策をとっていた。以上に見られるように、官僚たちは、印結の発行と引き換えに報捐者から手数料をもらえる。いいかえれば、公文書の発行手数料を自分のポケットに入れ、官僚がもつ公権力の象徴としての官印は、官僚自らの金儲けの道具になってしまった。このような現代社会で公金着服にもあたるといえるような行為は、政府の黙認によって、慣行として堂々と行なわれていた。官僚の正規俸禄をカットした張本人でもある政府は、自身の活動を維持するために、官僚たちを働かせなければならぬ。そのため、政府自身は、規定通りに俸禄を支給して官僚の生活問題を解決することができない以上、この慣行の存在を認めざるをえなかった。結局、政府側は、印結手数料および印結銀に対しても柔軟な対策、つまり政府としては干渉せず、官僚たちがつくった印結局に任せるといふ方針をとっていたのである。

このように、捐納による財政収入の確保という最優先課題に直面する清末の政府は、捐納にかかわる印結、および印結手数料、印結銀の問題に対し、柔軟な対策をとっていたことが分かった。

さらに、政府が柔軟な対策をとっていたことによって、印結局は印結の発行から印結銀の分配に至るまでの印結業務の要になった。すでに述べたが、印結や印結銀などを管理するために、オフィシャルな人間である官僚たちがパブリック原理の影響を受けて、「友」で呼び合う印結局を結成し、そして印結局内部の利益調整から生まれた情報公開によって、「無私」を示して関係者全員に信を問う経営方針から、近代の夜明けに直面する伝統中国の官僚社会が、パブリックな原理を取り入れて、近代へ動き出したのを見ることができた。オフィシャルの世界にわずかながらパブリックな原理が取り入れられた、言い換えればパブリックな原理がオフィシャルな世界を侵食したのは、伝統官僚制から近代官僚制への移行期における中国社会と中国官僚制度を認識するうえで、きわめて重要なことといえよう。この画期的なことは、中国官歴史において注目すべき新しい動きである一方、当時の中国社会にすでに育んでいる近代への胎動によって促されたとも言えるだろう。これらの視点から、中国官僚制と中国社会近代化問題との関係をより進んで研究することを今後の課題にしたい。

The Purchase of Office and Letters of Guarantee:
An Examination of the Purchase of Office System
during the Qing Dynasty (II)

by

WU Yue

The purchase of office, *juanna* 捐納, was a system in which the government offered to ordinary people the sale of official government posts and titles as a way to overcome fiscal difficulties. The purchase of posts and titles is an integral feature of institutional, political, fiscal, and social history, as well as any study of the lives of government officials. One variety of document very commonly used in daily administration in traditional China, the *yinjie* 印結, was a letter of guarantee issued by officials and stamped with government seals. The Qing government required a letter of guarantee to confirm the identity of a person purchasing an office or title.

Drawing on archival materials, this essay examines the relationship between the purchase of office and the letter of guarantee. I have looked in particular at the connection between the lives of officials and the Tax on the Letter of Guarantee, *yinjieyin* 印結銀, the processing fee that amounted to additional income for the official. I discuss the trend toward modernity in the Letter of Guarantee Bureau, *Yinjiejū* 印結局, through an explanation of the internal regulations of the bureau, which were formed by bureaucrats acting in their official capacity and under the influence of the conception of the “public.” Put in different terms, as a result of making public information of the adjustment of profits within the Letter of Guarantee Bureau, it was demonstrated there were “no private interests” at work. This policy of management demanded trustworthiness of all parties involved. One can see a movement toward modernity in the adoption of the principle of “public” by traditional Chinese bureaucratic society. This is critically important to our understanding of Chinese bureaucratic institutions and Chinese society during the period of transition from a traditional to a modern bureaucratic system. The epochal shift is not only a noteworthy development in China’s institutional history, but we should also note that it had been hastened by the nascent movement toward modernity already developing in Chinese society.